

平成 30 年度 第 2 回 伊勢原市まちづくり審議会 会議録

〔事務局〕 都市政策課

〔開催日時〕 平成 31 年 2 月 15 日(金) 午前 10 時から

〔開催場所〕 伊勢原市役所 本庁舎 全員協議会室

〔出席者〕

(委員) 遠藤会長、堀口副会長、塩原委員、寺本委員、増田委員、宮川委員
(下嶋委員は欠席)

(事務局) 重田都市部長、飯田都市政策課参事兼課長
佐野都市政策課主幹兼係長、他 2 名

〔公開の可否〕 公開

《審議会の経過》

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

審議事項

1 地域景観資源登録について

報告事項

1 市内のまちづくりの動向について

2 市内の景観まちづくりについて

(1) 大山地区における景観重点地区指定の取組について

(2) 大山バイパス周辺広告景観形成地区指定の取組について

4 その他

5 閉 会

《 議 事 》

- 重田都市部長挨拶
- 事務局職員紹介
- 諮問
- 審議会内容
会長が議事進行。

会 長 それでは、次第に従い、審議事項1「地域景観資源登録について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 【事務局から説明】

会 長 ありがとうございます。
 今、御説明いただきました内容を踏まえて、委員の皆様から御意見をいただきたいと思えます。

委 員 地域資源の保全等に関する他部署との連携についてお伺いします。

事 務 局 伊勢原市景観計画を推進していくために、関連部署と構成する景観計画推進会議を定期的を開催し、取組状況等を共有しています。今後もこのような会議等を通じ、関連部署と連携しながらまちづくりに生かす方法を検討していきます。

委 員 投票結果の特徴のようなものがあればお伺いします。

事 務 局 今回は、景観写真展での投票、職員を対象とした投票、ウェブ投票の3つの方法で実施しています。それぞれの方法別に見ると、投票数に大きく差のある資源も見受けられます。

委 員 日向薬師・宝城坊本堂平成の大修理の影響は投票結果に反映されていますか。

事務局 修理期間中は、本堂の撮影ができなかったことから、いせはら景観写真展（以下、写真展）への出展数も少ない傾向があります。

委員 今回の選定に当たっては、市内からの視点でまとめられていますが、今後は、大山や伊勢原駅に訪れた観光客に意見を聞く等、市外の視点を取り入れていくことも必要ではないかと思えます。また、自然景観だけでなく、まちなかの施設を含める等、次のステップを考えると良いと思えます。

会長 次のステップとして、中期目標を定め、多様な視点から登録ができる工夫も必要だと思えます。景観資源登録の意義を踏まえて、質の高い景観資源が幅広く選ばれるよう、全体の進め方について、事務局で検討していただきたいと思えます。

事務局 いただいた御意見を参考にし、今後の取組に反映させていきたいと思えます。

委員 地域住民やボランティアの協力を得ないと維持できない地域景観資源がいくつかありますので、今後は保全や周知も含めて検討していただきたいと思えます。

会長 今後、登録された地域景観資源を情報発信していくことになると思えますが、これらをどのように発展させていくのかを今一度整理していただいて、今後の進め方も併せて発信できると良いと思えます。

また、登録した景観資源をいかに維持管理していくのかなど、市の考え方についても発信できると良いと思えます。

1点確認ですが、写真展に出展された写真の著作権の取扱いについてはどのようなになっているのでしょうか。

事務局 写真展の募集要項に著作権に関する取扱いを記載しており、市で使用することを承諾の上、応募していただくことにしています。広報等へ掲載する場合は、念のため撮影者の方に事前に承諾をいただくこともあります。

委 員 景観資源を日常的に使う方や施設管理者等が大勢います。景観資源登録に際し、それらの関係者が見える化できると、モチベーション向上に繋がるのではないかと思いますので、ご検討いただければと思います。

事務局 いただいた御意見を参考にし、今後の取組に反映させていきたいと思えます。

委 員 写真展への出展者は全て市内の方ですか。

事務局 小学生の部として、市内の4年生から6年生の小学生と中学生を対象としています。

また、一般の部として、高校生以上の市内在住、在勤の方を対象としています。

委 員 学校のサポートもあったのですか。

事務局 学校を通じて夏休みの期間を利用した作品応募をお願いしています。また、小学校の写真倶楽部やパソコンクラブに所属している児童や、高校の写真部に所属している生徒なども積極的に参加していただいています。

委 員 写真展の作品をカレンダーにする取組はいつから実施していますか。

事務局 平成28年から平成30年までの3カ年の取組です。

会 長 ありがとうございます。その他の御意見がございませんようでしたら、本件についてお諮りしたいと思います。地域景観資源登録について、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

【異議なしの声】

会 長 本案件について、原案どおり可決いたしました。なお、答申書につきましては、会長にご一任いただきまして、事務局と調整の上作成させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

会 長 ありがとうございます。

続いて、報告事項1「市内の景観まちづくりの動向について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 【事務局から説明】

会 長 ありがとうございます。

今、御説明いただきました内容を踏まえて、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。

委 員 民間事業や公共事業に対してどのように関わっていくのですか。

事 務 局 通常の維持・管理以外のものについては、民間事業だけでなく、公共事業についても全て市と協議するように景観条例の中で義務付けています。

委 員 色彩について、デザイン等も決められていますか。

事 務 局 色彩基準は定めていますが、デザインは定めていません。また、道路付帯施設などは、国交省から出ているガイドラインを参考にダークブラウン等の色彩を使用しています。

会 長 協議は、誰と誰が行うのですか。

事 務 局 事業者と市が協議します。

会 長 色彩はマンセル値で決まっているため、その範囲内で協議を進めていくことになると思いますが、それでも選択肢は沢山あります。例えば、アースカラーを場所に合わせて選択していくことも考えられます。

事 務 局 定められた色彩基準の範囲内で事業者が選択しているのが現状です。

会 長 今後も継続して協議案件が出てくるようであれば、専門性の高い部分については地域の建築士会などにアドバイスを求めるやり方もあると思います。景観アドバイザーが自治体に登録されていて、協議の内容によっては、アドバイザー会議が催される事例もあります。

事 務 局 景観条例の中では、まちづくり審議会が通常の景観審議会の役割も兼ねていますので、協議経過によっては、本審議会にお諮りして審議していただくこととなります。

会 長 市から事業者へ色彩に関する提案や誘導ができるような場合は、協議の質は高まりますが、事業者から市へ選択肢が出てくるような場合は、効果が得にくいといった実態があります。

委 員 市から事業者へ色彩に関する提案や誘導ができるような場合については、前提となる修景に対しての目標像と、それに合う計画とデザインコードを設定する必要があります。設定していない段階で色彩が先行して決まってしまうと、全体がぼやけてしまいます。地域の個性を生かすためにも、前提となる目標像を決め、そこに建築士等の専門家が入り、官民でうまく協議していけるほうが良いのではないのでしょうか。

事 務 局 本市では平成26年4年に景観計画を定めたところですが、次のステップとして景観重点地区制度等の活用により、地域の景観をしっかりとコントロールできるようにしていきたいと思います。

委 員 協議の過程で、一度地域に話しを通すようなルールをつくることも良いと思います。

会 長 地域力がある場合は、そのような仕組みを考えても良いかもしれません。

事 務 局 今後の参考にさせていただきます。

会 長 その他、御意見等ございますでしょうか。

会 長 特にないようですので、続いて、報告事項2市内の景観まちづくりについて「**大山地区における景観重点地区指定の取組について**」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 **【事務局から説明】**

会 長 ありがとうございます。

今、御説明いただきました内容を踏まえて、委員の皆様から御意見をいただきたいと思えます。

委 員 実際に景観重点地区が指定されるまでにはタイムラグがあるため、「これがあるからやらないでください」ではなく「このために今からやってください」というように、準備段階から何かできることはないのでしょうか。

事 務 局 このエリアにおいて、大きな建替や修繕は今のところありませんが、ご指摘のとおり景観重点地区指定後では手遅れになる可能性もあります。そのため、大山観光振興会まちづくり検討委員会を中心に、市と協働して作成した景観ガイドラインを窓口等で配布し、景観づくりの取組を始めているところです。

委 員 大山のエリアには規模の大きい建物は少ないと思えます。基本的には通りを歩いているときに目に入ってくるものの印象が強いので、小規模かつ沿道に面している建物に対する物差しや考え方が織り込まれていると良いです。

事務局 届出対象規模を10㎡まで下げること検討しています。

委員 唯一の定量評価としてマンセル値が定められていますが、定性評価のスキームが見えてこない点が課題だと思います。

事務局 定性評価に関しては、チェックリストを作成し、事業者や建築士にチェックしていただき、双方で確認しながら協議を進めます。大山地区の重点地区の指定に併せて、チェックリストの作成を検討する必要があると考えています。

委員 川越の川越蔵の会や鎌倉の由比ヶ浜の事例のように、協議の過程で地域の意見を求めるやりかたもあると思いますが、いかがでしょうか。

事務局 その点も含めて引き続き地域と協議していきたいと思っています。

会長 専門的なチェックがあったほうが、長い目で見ると景観の質はコントロールできる可能性が高くなります。地域に協議する組織があるのであれば、そこに景観アドバイザーが関わる仕組みづくりを検討しても良いと思います。

委員 まちが変化していく中でも、景観の取組を継続させていくためには、まずは理想のビジョンを掲げ、そこに向かうスタート地点とアプローチ方法を時間軸の中でコントロールできるような仕組みも盛り込んでいくと良いのではないのでしょうか。

事務局 今後取組を進める中で、検討していきます。

委員 伊勢原駅前の鳥居から大山までの参道を、一つの指標で評価する等、大山だけに限定するのではなく、より広域的な視点でとらえられるといいのではないのでしょうか。

事務局 地域が主体となって景観の取組を進めていくことが大切であると考え、今回は大山地区を中心とした取組としています。大山の景観重点地区指定を契機に、大山のストーリーを発信する等、気運が高まってきた段階で新たな取組みに発展させていきたいと考えています。

会長 その他、御意見等ございますでしょうか。

会長 特にないようですので、続いて、報告事項2市内の景観まちづくりについて「大山バイパス周辺広告景観形成地区指定の取組について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 【事務局から説明】

会長 ありがとうございます。

今、御説明いただきました内容を踏まえて、委員の皆様から御意見をいただきたいと思えます。

委員 近隣市の状況や内容についてお伺いします。

事務局 県の屋外広告物条例に基づく広告景観形成地区指定の事例は県内で2例目です。1例目の大井町の事例と比較すると、野立て看板を誘導案内広告物に限ることになっている点は、当該地区独自のものとなっています。

委員 違反等があった場合の実効性はいかがでしょうか。

事務局 県の条例規則にて地区指定が定められ、4月1日から平塚土木事務所への許可申請が必要となります。仮に違反広告物が出された場合は、是正もしくは撤去を検討しています。

委員 撤去されるものと放置されるものがあると、不公平感がでないか心配です。

事務局 パンフレットの配布や回覧等により、地域にも必要性について御理解と御協力をお願いする予定です。また、違反広告物が出されないよう、周知に努めてまいります。

会長 地域に対しては、パンフレットが全戸配布されたり、今後周知をしていくという認識でよろしいでしょうか。

事務局 全戸配布し、周知します。

委員 区域に大山駅が含まれていないのはなぜでしょうか。

事務局 大山駅は国定公園内であり禁止区域のため、含まれていません。

会長 その他、御意見等ございますでしょうか。

会長 特にないようですので、続いて、次第では「その他」とありますが、何かありますかでしょうか。

会長 特にないようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局 遠藤会長どうもありがとうございました。

○閉 会

以 上